

千葉市花見川区における地下水環境基準超過に関する対応について

千葉市花見川区の開発が検討されている土地において、事業者から自主調査により地下水環境基準超過が判明した旨の報告がされました。

つきましては、基準超過地点から半径500メートルを調査範囲として、井戸の水質調査等を実施しますので、お知らせします。

1 事業者からの報告内容

(1) 事業者からの報告日

令和3年7月27日

(2) 調査地点

花見川区幕張町4丁目 外

(3) 調査実施日

令和3年6月8日

(4) 基準超過項目

ア トリクロロエチレン：2.5～7.6mg/L（基準0.01 mg/Lの250～760倍）

イ テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン（基準の最大2.3倍）

（単位：mg/L）

	井戸A	井戸B	地下水環境基準
トリクロロエチレン	2.5	7.6	0.01
テトラクロロエチレン	0.012	0.017	0.01
四塩化炭素	0.0003	0.0023	0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.064	0.090	0.04

2 今後の対応

市民の健康保護の観点から、以下の対応を図ります。

(1) 基準超過状況の確認調査

基準超過井戸から半径500メートル以内の建物（約230軒）を個別訪問して、井戸の使用状況及びトリクロロエチレン等基準超過項目の水質調査を実施。新たな基準超過が確認された場合は、範囲を広げて再調査

(2) 基準超過が確認された井戸の所有者への飲用指導

(3) 上水道本管が敷設されていない世帯に対する上水道敷設又は浄水器購入に対する補助制度の案内

【参考】

トリクロロエチレン

用途：現状では主に工業用洗浄剤（金属脱脂洗浄等）。その他の用途としては、反応溶剤（ゴム等）、化学品原料など

急性毒性：中枢神経（特に視覚神経、三叉神経）、循環器系（腎臓、肝臓等）への影響

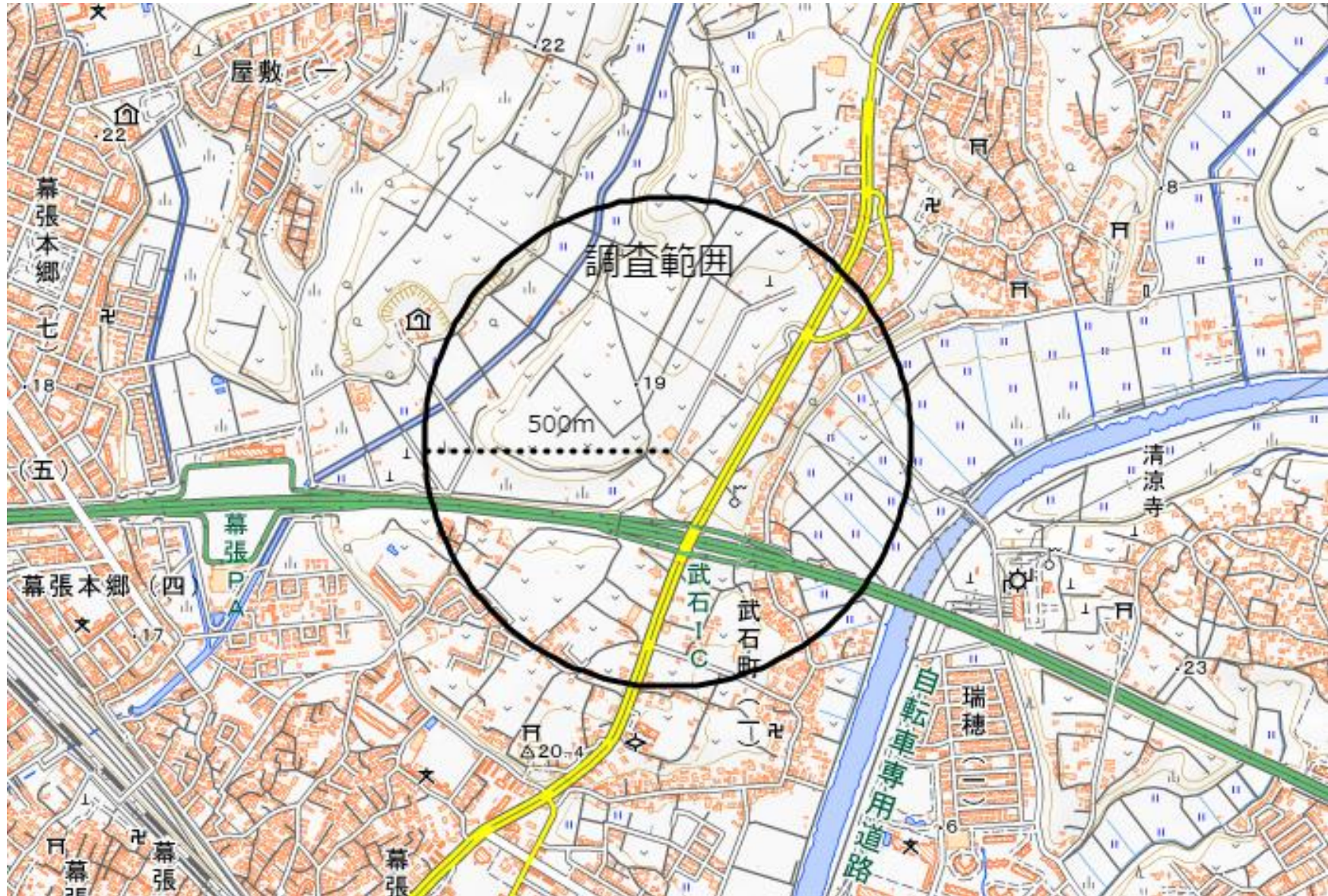
慢性毒性：自覚的神経症状（頭痛、めまい、酩酊感、疲労感等）

発がん性：IARC（国際がん研究機関）分類

グループ1（人に対して発がん性がある）

【出典】トリクロロエチレン健康リスク評価作業部会報告書（大気環境学会誌第52巻第2号）

3 現地の地図



【出典】 国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/>)
地理院タイル (標準地図) を加工して作成